

第 16 回理事会議事録

社団法人 日本グラススキー協会

1 開催場所 (株)アルピオン 分室会議室

2 開催日時 平成 19 年 4 月 17 日(火) 午後 13:20~2:10

3 理事現在数及び定足数

現在数 18 名 定足数 12 名

4 出席理事数 16 名

内訳 本人出席 10 名

委任状 6 名(代理人 1 名)

欠席 2 名

(本人出席) 竹鶴威 小林英夫 池上三紀 三島木和晴 井田敏夫 佐々木峻
吉永博人 飛鳥井匠哉 豊野智広 藤田洋一

(委任状) 盛田英稜 根岸一之 奥園和幸 江口文之 有泉勝利 日原万博

(代理人出席) 今村昭二(奥園)

(欠席) 上野 一 坂野利昭

5 議案 第 号議案 平成 18 年度収支決算及び事業報告

第 号議案 任期満了(平成 19 年 5 月 24 日)に伴う役員改選について

第 号議案 平成 19 年度基本予算案並びに事業計画の報告

第 号議案 その他について

6 会議の概要

(1) 定足数の確認

事務局より定足数を満たしたことが発表され、本会議成立を確認の上、竹鶴会長を満場一致にて議長に選出し議案の審議に入った。

(2) 議事録署名人の選出

議長が本理事会議事録署名人 2 名の選出について諮ったところ、豊野智広、飛鳥井匠哉の両理事を出席者全員一致で選出した。

(3) 議案の審議状況及び議決結果

第 号議案 平成 18 年度収支決算及び事業報告

議長の指名により事務局担当藤田理事より同案について説明があった。

会員数の若干の減少はあったが、各行事前年以上の成果（参加者増）により成功裡に終了することが出来た。また決算状況では、新規公益法人会基準に則り、固定資産の減価償却実施を行ったこと、協賛金収入が一部年度末となった為、予算の短期借入金返済額が変更になったとの説明があった。

議案内容に関連しての質疑応答があり質問者はいずれも了承した。

審議の結果、原案を承認することを出席者全員一致で可決した。

〔質問〕「固定資産売却（車両）の際はどのように手続きしたのか、また社員への通達方法は」（佐々木理事）

〔回答〕「平成 16 年度理事会・総会の決議に則り、報告書にもありますように社員（理事・登録クラブ・登録スキー場・公式メーカー）へ書面送付のほか協会HPにて売却先募集の後売却させていただきました」（藤田理事）

「メーカーに問い合わせたが廃車の際は費用が必要なところ 40 万円での購入はありがたいこと」（三島木専務理事）

〔質問〕各行事での保険関係はどのようになっているのか（佐々木理事）

〔回答〕行事毎に会場で加入、主催者加入にて対応しています（藤田理事）

〔意見〕運営にも注意を払う必要があるが、保険関係も各会場漏れがないように今後も対応していくべき（佐々木理事）

第 号議案 任期满了平成 19 年 5 月 24 日に伴う役員改選について

議長の指名により藤田理事から同案について説明があった

本会議終了後に開催を予定している社員総会における役員改選案について、立候補者、推薦者の報告があった。

本会議を選考委員会としての審議の結果、被選任者はその就任を承諾し各担当を含め総会に諮ることを出席者全員一致で承認した。

第 号議案

<平成 19 年度基本予算案並びに事業計画の報告>

議長の指名により藤田理事から同案について説明があった。

事業計画では国際大会（世界選手権・チェコ ジュニア世界選手権・イタリアチルドレンキャンプ・オーストリア）への代表選手派遣を行う事。国内においてはFISレースの4レースとA級公認大会他の開催。グラススキーステップアップ2007の開催。体験会・講習会の開催。それに伴う国際担当・強化担当・普及担当の各作業部会の設置の説明、予算関係ではスポンサーシップとして400万円の収入増を目指す旨が説明された。

議案内容に関連しての審議があり審議の結果、原案のうち予算案を一部修正にて承認することを出席者全員一致で可決した。

〔質問〕新規のスポンサーシップの状況（予測）はどうか（小林副会長）

〔回答〕非常に厳しいとは思いますが目標額を達成したいと考えていますので皆さんも是非ご協力下さい（藤田理事）

〔意見〕新規スポンサーシップ 400 万円未収となった場合の対応方法を検討しておくべきではないか（小林副会長）

〔意見〕スポンサーシップ無しでも対応できるように大会費の削減と事務局運営費増の修正予算を提案します。スポンサーシップ収入減の際は事務局費増額分にて対応し、当年度収支がマイナスにならないよう管理させていただきたいと思います。（藤田理事）

第 号議案 その他

< 公益法人制度改革への対応について >

議長の指名により事務局担当藤田理事より同案についての説明があった。

平成 18 年 6 月 2 日に交付された公益法人法は平成 20 年 12 月までには施行されその後 5 年間の移行期間内がある。グラススキー協会としてはその移行期間内に特別公益法人への申請を行うべき、許可を目指すべきとの提案があった。

議案内容にて質疑応答、審議があり特別社団法人申請に必要な定款変更等を承認し総会に諮ることを出席者全員一致で可決した

（小林副会長）対応に際し必要な事項は

（藤田理事）定款の変更の必要（理事会の開催 3 ヶ月に 1 回以上・毎事業年度に 2 回以上でも可）公益目的事業比率 50% 以上等がある

（佐々木理事）今改正への対応は文言等の理解から始めなければならず、かなりの作業ではないかと思われる

（池上副会長）公益法人法改正対応の為に定款変更を総会に諮ることで採決を

< 会計監査の設置について >

議長の指名により事務局担当藤田理事より同案についての説明があった。

現状必須事項ではないが、事務局担当として年額 10 万円にて伊藤会計事務所への会計監査を依頼したい旨の説明があった

議案内容について審議の結果、本提案の承認を出席者全員一致で可決した

（池上副会長）協力していただけるのであれば監査をおくべき

< 理事会・社員総会の開催について >

議長の指名により事務局担当藤田理事より同案についての説明があった。

定款変更とも関連するが、過去の総会で承認されている理事会年 1 回以上を総会とあわせ年 2 回以上開催するべきとの提案があった

議案内容について審議の結果、本提案を承認し総会に諮ることを出席者全員一致で可決した

以上をもって議案の審議が終了したので、議長が閉会を宣し解散した。

この議事録が正確であることを証する為、議長並びに議事録署名人はこれに署名捺印する。

平成 19 年 4 月 17 日

社団法人 日本グラススキー協会
第 16 回理事会

議長 竹鶴 威 印

議事録署名人 飛鳥井 匠哉 印

議事録署名人 豊野 智広 印